精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準

精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（以下「指定規則」という。）第五条第一号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（以下「科目省令」という。）第一条第三項第四号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、次のとおりとする。

一　指定規則第五条第一号ト(4)及び科目省令第一条第三項第四号に規定する講習会（以下「精神保健福祉士実習演習担当教員講習会」という。）を行う者は、別表の科目の欄に定めるすべての科目について講習を行うことができる法人であること。

二　イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び演習分野の項に定めるもの（ロ及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあっては、別表演習分野の項に定めるもの）を必ず含むこととし、ロ及びハに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の内容は、別表基礎分野の項及び実習分野の項に定めるもの（イに掲げる科目に関する精神保健福祉士実習演習担当教員講習会の課程を修了した者にあっては、別表実習分野の項に定めるもの）を必ず含むこと。

イ　指定規則別表第一並びに科目省令第一条第一項第十七号及び第十八号に規定する精神保健福祉援助演習（基礎）及び精神保健福祉援助演習（専門）

ロ　指定規則別表第一及び科目省令第一条第十九号に規定する精神保健福祉援助実習指導

ハ　指定規則別表第一及び科目省令第一条第二十号に規定する精神保健福祉援助実習

三　精神保健福祉士実習演習担当教員講習会を行う者は、当該講習会の課程を修了した者に対し、別記様式による精神保健福祉士実習演習担当教員講習会修了証を交付すること。

別表

分野	科目	履修方法	時間数
基礎分野	精神保健福祉士論	講義	一・五
	精神保健福祉相談援助の基盤	講義	一・五
	精神保健福祉相談援助の理論と実践	講義	三
演習分野	精神保健福祉援助演習概論Ⅰ	講義	一・五
	精神保健福祉援助演習概論Ⅱ	講義	三
	精神保健福祉援助演習方法論Ⅰ	講義	二
		演習	四
	精神保健福祉援助演習方法論Ⅱ	講義	二
		演習	四
	精神保健福祉援助演習方法論Ⅲ	講義	二
		演習	四
実習分野	精神保健福祉援助実習指導概論	講義	一・五
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰ	講義	二
		演習	四
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱ	講義	二
		演習	三
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲ	講義	二
		演習	三
	精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳ	講義	二
		演習	三
合計			五十一

備考

一　精神保健福祉援助演習方法論Ⅰは、精神保健福祉援助演習の講義要目の作成方法に関する事項を含むものとする。

二　精神保健福祉援助演習方法論Ⅱは、精神保健福祉援助演習の教育の内容及び方法に関する事項を含むものとする。

三　精神保健福祉援助演習方法論Ⅲは、精神保健福祉援助演習において使用する教材に関する事項を含むものとする。

四　精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅰは、精神保健福祉援助実習の意義に関する事項を含むものとする。

五　精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅱは、精神保健福祉援助実習指導の教育の内容及び方法（次号に掲げるものを除く。）に関する事項を含むものとする。

六　精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅲは、精神保健福祉援助実習における定期的な面接による教育方法に関する事項を含むものとする。

七　精神保健福祉援助実習指導方法論Ⅳは、精神保健福祉援助実習の評価方法に関する事項を含むものとする。

別記様式

精神保健福祉士実習演習担当教員講習会修了証

フリガナ		生年月日	
氏名			
住所			

上記の者は、精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則（平成10年厚生省令第12号）第5条第1号ト(4)及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令（平成23年文部科学省厚生労働省令第3号）第1条第3項第4号に規定する講習会の課程について、次のとおり修了したことを証明する。

科目名	時間数
合計	